

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月11日 06時30分ごろ
発生場所	静岡県浜名大橋北西方沖 浜名港背割堤灯台から真方位307° 1,010m付近 (概位 北緯34° 41.1' 東経137° 35.4')
事故の概要	プレジャーボート海遊Ⅱは、南南東進中、また、遊漁船第三古橋丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 海遊Ⅱ、5トン未満（長さ6.34m） 242-21199 静岡、個人所有 B 遊漁船 第三古橋丸、0.9トン SO3-19241（漁船登録番号）、個人所有 第242-11931号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（釣り客）
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷、プロペラに曲損 B 両舷船尾部舷縁に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風、なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが、1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場に向けて約23ノットの対地速力で南南東進中、船首方を一見して他船はいないと思い、左舷方の他船に意識を向けていたところ、船首方を一見してから約1分後、漂流していたB船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、主機を中立運転として船首を西南西方に向けて漂流中、船長Bが、A船を視認した際、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、その後、釣り客のいる船首付近で仕掛けの準備をしていたところ、A船と衝突した。
分析	A 船は、南南東進中、船長Aが、船首方を一見して他船はいないと思い、左舷方の他船に意識を向けて航行を続けたことから、船首方で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、漂流中、船長Bが、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、船首付近で仕掛けの準備を行いながら漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が南南東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方を一見して他船はいないと思い、左舷方の他船に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船が漂流中のB船を避けてくれると思い、船首付近で仕掛けの準備を行いながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・航行中は、特定の他船のみに注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・漂流中であっても、他船の動きを思い込みで判断せず、継続して動きを把握し、必要に応じて衝突を避けるための措置をとること。